

## 保育所等措置費等支弁要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第51条第4号及び第5号に規定する費用（以下「措置費等」という。）の支弁について、必要な事項を定めるものとする。

(支弁の対象)

第2条 措置費等の支弁を受けることができる者は、法第35条第4項の規定により保育所又は幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）を設置し、本市の区域内に住所を有する者について保育を行う者とする。

2 措置費等の支弁の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年厚生省発児第86号）第1の1に規定する措置費等

(2) その他市長が必要と認めた経費

(支弁額)

第3条 前条第2項第1号の経費（以下「市加算費」という。）及びそれに対する支弁額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、市の区域外に所在する保育所等の市加算費は、当該保育所等を所管する地方公共団体の定めるところによるものとする。

(措置費等の請求等)

第4条 保育所又は幼保連携型認定こども園の長は、当月分の措置費等の支弁額を毎月10日までに市長に請求するものとする。

(届出事項)

第5条 保育所等の長は、職員に異動があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(その他の事項)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

経費の区分		支弁額
保育単価加算	保育士等の適正な配置に係る人件費	<p>次の児童の年齢区分に応じて、それぞれ定める月額に各月初日の入所児童数を乗じて得た額を合算した額とする。ただし、月の途中に入所する児童がある場合は、日額に入所日数を乗じて得た額を加算するものとする。</p> <p>(1) 0、1歳児 月額20,020円 (日額 800円)</p> <p>(2) 2歳児 月額 9,240円 (日額 369円)</p> <p>(3) 3歳児 月額 2,002円 (日額 80円)</p> <p>(4) 4、5歳児 月額 1,335円 (日額 53円)</p>
開所時間加算	1日に11時間を超えて開所する保育所又は幼保連携型認定こども園の運営に係る諸経費	<p>児童1人当たりの月額 801円に各月初日における入所児童数を乗じて得た額とする。ただし、月の途中に入所する児童がある場合は、日額32円に入所日数を乗じて得た額を加算するものとする。</p>

<p>障害児等受入 加算</p>	<p>障害児の受 入れに対応す るための職員 の person 費</p>	<p>次に掲げる児童 1 人当たりの月額 80,080円に各月初日における入所児童数 を乗じて得た額とする。ただし、月の途 中に入所する児童がある場合は、月額 3,203円に入所日数を乗じて得た額を加 算するものとする。 (1) 特別児童扶養手当対象児童 (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精 神障害者保健福祉手帳の交付を受け ている児童（特別児童扶養手当対象 児童を除く。）</p>
----------------------	---	---

備考

- 1 保育所又は幼保連携型認定こども園の各月初日の入所児童数は、各月 1 日現在において入所している児童の数とし、同日付で入所した児童の数は加えるものとし、同日付で退所した児童の数は減じないものとする。
- 2 保育単価加算の支弁額の算出に用いる入所児童の年齢区分は、各年度の初日における入所児童の満年齢によるものとする。